

障害児通所支援事業所 管理者様

神戸市福祉局障害者支援課

## 利用者負担上限額管理を行う際の“徴収順序”について

平素より、本市の障害児支援事業にご理解、ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。  
障害児通所支援等のサービスを利用する児童が同一世帯に複数いる場合の「利用者負担上限額管理結果」の報告については、令和7年5月請求分（4月サービス提供分）より、国保連合会への電子請求にて対応いただいておりますが、一部“徴収順序”が要因のエラーが生じていることから、改めて下記の通り周知させていただきます。

### 記

#### 1. 対象となる事業所

上限額管理事務を行う事業所

#### 2. 徴収順序に関する考え方（“どの事業所から先に徴収するか”）

利用者負担額の調整（「上限額管理結果票」の作成）にあたり、利用者負担額の合計が負担上限月額を超える場合、下記①→②の順に利用者負担額を徴収してください。

- ① まずは「上限額管理事業所」から優先して徴収
- ② つぎに、原則として「総費用額の多い事業所」の順に徴収

※上記は国の事務要領に基づく徴収順序になります。

※現在は、徴収順序に関して神戸市独自のルール（兄弟姉妹の徴収順序等）は設けていません。

※上記と異なる順序で作成した「上限額管理結果票」については、国保連合会による一次審査で「返戻」となる場合がありますのでご注意ください。

#### 3. その他

上限額管理事務を行う事業者は、必ず上限額管理事業者の登録を行ってください。

（「利用者負担上限額管理依頼届出書※」を区役所へ提出）

※様式は市ウェブサイト（<https://www.city.kobe.lg.jp/a95295/jogenkanri.html>）からダウンロード可能

※「利用者負担上限額管理加算」請求の有無にかかわらず届出が必要となります。

#### 参考資料

令和7年3月5日付事務連絡「同一世帯に複数の障害児がいる世帯における利用者負担上限額管理結果票の電子化に伴う運用変更[リンク](#)」

担当：神戸市福祉局障害者支援課  
障害児支援担当